

阿波市監査委員公告第3号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査を阿波市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和2年11月27日

阿波市監査委員	上原 正一
阿波市監査委員	中野 修一
阿波市監査委員	出口 治男

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

2 監査の対象

施設名：阿波市放課後児童クラブ

所管部課：健康福祉部 子育て支援課

指定管理者：シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

3 監査の着眼点

[所管課]

(1) 指定管理者の指定は、適正かつ公正に行われているか。

(2) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

(3) 業務の履行確認は、適切に行われているか。

[指定管理者]

(1) 協定書に基づく義務の履行は適切に行われているか。

(2) 施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。

(3) 施設の管理及び事業運営に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。

また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

4 監査の主な実施内容

令和元年度の指定管理業務の内容を知る上で必要な監査資料を提出させると共に、関係帳簿の提出を求め、関係職員等からの説明聴取により実施した。

5 監査の実施場所及び日程

土成放課後児童クラブ

令和2年8月24日（月）

6 監査の結果

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社の指定管理に係る管理・運営は、概ね適正に執行されていると認められたが、出納その他事務の執行については、次の事項について強く要望する。

- 1 事業収支の報告について、各クラブの収支と総括表との精算を正確に行われたい。
- 2 基本協定書に記載のある事項については、市との協議を経たうえで、適切に対応されたい。
- 3 事務事業の業務に関し、市との協議においては議事録を作成し、保存・共有されたい。

子育て支援課における指定管理に係る事務は、概ね適正に執行されていると認められたが、次の事項について留意されるよう強く要望する。

- 1 指定管理者への管理・監督について、特に基本協定書や年度協定書に記載された事項については、適切に指導・監督されたい。
- 2 モニタリング評価について、指定管理者の事務事業が正確に評価されるよう、評価基準の見直しを検討されたい。
- 3 指定管理者との協議においては、すべて議事録を作成し、情報共有を図られたい。

参考

阿波市放課後児童クラブ

施設の名称及び所在地	
一条放課後児童クラブ	吉野町西条字岡ノ川原 135 番地
柿原放課後児童クラブ	吉野町柿原字ヒロナカ 256 番地 1
御所放課後児童クラブ	土成町宮川内字広坪 28 番地 5
土成放課後児童クラブ	土成町成当 1203 番地 1
八幡放課後児童クラブ	市場町山野上字立石 48 番地
市場放課後児童クラブ	市場町市場字上野段 426 番地 1
大俣放課後児童クラブ	市場町大俣字行峯 258 番地 1
久勝放課後児童クラブ	阿波町森沢 31 番地 1
伊沢放課後児童クラブ	阿波町南柴生 172 番地
林放課後児童クラブ	阿波町東整理 116 番地 1
設置目的	
<p>放課後児童クラブは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的とする。</p>	
設置年月日	
平成 28 年 4 月 1 日	
指定管理者の概要	
名称	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
所在地	東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6 番地 3
設立年月日	昭和 61 年 11 月 1 日
主な事業内容	学校・病院・寮・保養施設・社会福祉施設等の給食業務の請負、児童館・放課後児童クラブ・子育て支援センター・子供クラブ等の管理運営業務の請負等
指定管理の状況	
募集方法	公募
指定期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日（5 年間）
指定管理料	令和元年度 年額 95,526,967 円
主な管理業務	放課後健全育成事業の実施に関する業務、クラブの利用承認等に関する業務、クラブの利用に係る料金の収受に関する業務等
収支報告書 (令和元年度)	収入の部 125,807,967 円 支出の部 115,755,218 円 収支差額 10,052,749 円